



NCC 日本キリスト教協議会
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18-24 電話 03-6302-1919
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920 傳真 03-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org
NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN
JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

2019-2020 「天皇代替わり」を総括して

I・1989-1990年の代替わりから2019-2020年の代替わりに至る30年を振り返って

2016年8月8日の「象徴としてのつとめについてのことば」（「天皇TVメッセージ」）から始まり、2020年11月8日の「立皇嗣の礼」とそれに付随する諸行事で終了した明仁天皇から徳仁天皇への交代という出来事には、そこに至るまでの、明仁天皇が在位した30年間に行った「象徴」としての行為、およびそれが日本社会にもたらしたものが強く反映されている。そしてその30年間は、日本の教会にもまた、重大な変化を生じさせてきたと言わざるを得ない。

1. 「国民統合の象徴としての天皇の強化」

明仁天皇即位以降、天皇の公的行為は飛躍的に拡大した。なかでも被災地等への訪問は、国民との一体感幻想を生み出し、「国民に寄り添う天皇」像はより浸透し、天皇の人気・尊敬度は大きく¹上昇した。「明治」から敗戦までの、上から強制される権威としての天皇とは異なり、国民から支持され、皇室との一体感幻想を作り出した天皇像は、裕仁天皇以上に明仁天皇においてより強められた。本来、「日本国民統合」を象徴するはずの「象徴」が、天皇の行為によって国民が一つに統合される（大衆もそのような統合機能を天皇に求める）という天皇による能動的象徴機能が強まり、国民主権は、このような天皇の統合機能によって曖昧なものとなりつつある。

2. 「侵略加害の歴史を解決済みのようにした天皇の公的行為」

天皇・皇后の「特定の」戦跡への追悼訪問は、「抑圧者／被抑圧者」という歴史的反省を捨象した「犠牲者」を悼む行為を行うことによって、植民地支配の負の歴史が「解決」し、「一応の決着を見た」かのように国民に思い込ませる機能を果たした。同時に、右派政権の歴史修正に対する抵抗、護憲・民主主義の天皇としてのアピールの効果もあった。しかし現実には、天皇自身を含め日本の侵略加害の罪責は国民の代表である政府によって明言されず謝罪もなされていない。明仁天皇の、死者を悼み悲劇を労わるかのような振る舞いにおいても、責任を負う当事者性は欠落していた。日本社会において戦争責任への追及や歴史認識は逆行していると言ってよい。1990年代には河野談話や村山談話に見られるように、侵略加害の歴史を認めるうねりがありながらも、結果的にその反動は大きく、現在でも侵略加害の歴史に触れることは日本の名誉と誇りを傷つけることとし

¹ NHKが5年毎に行う「日本人の意識調査」の「あなたは天皇に対して、現在、どのような感じをもっていますか。」という質問に対して、「尊敬の念をもっている」「好感をもっている」「特に何とも感じていない」「反感をもっている」「その他」「わからない、無回答」という項目を選択するものがある。1993年の調査からは大きな変化が現れ、「無関心」層が1988年の47%から1993年の34%に減少するのに相対して、「好感」が1988年の22%から、1993年には43%に上昇し、「無関心」と「好感」が逆転する。その後も傾向は一貫して「好感」は43%のピークからは沈静化するも高止まりを見せる。一時期18%まで落ち込んだ「尊敬」も上昇を続けて、2018年には41%まで上昇。裕仁から明仁への代替わりを経て、国民の天皇への好感度は一貫して上昇していったことが分かる。

て激しく反発が起こり、侵略されたアジアへの痛みを認めようとしめない態度はむしろ深まっていることを、私たちは憂慮する。

また、明仁天皇が繰り返し語った「平和と繁栄の戦後」の発言は、戦後も日米軍事同盟によって世界中の戦争を推進協力した戦後日本の戦争責任を見えなくさせる役割を果たした。

3. 「キリストを頭とする教会のアイデンティティーの弱体化」

日本社会から受け入れられた明仁天皇の30年の在位期間は、日本の教会の天皇制問題に対する違和感、警戒感を大きく変え、教会の中においても天皇に対する好感度が高まった。それは日本社会からの影響に加えて、キリストを頭とする教会形成の不十分さの結果であるとも言えるのではないだろうか。日本社会にあってマイノリティーであることから、世に認められ、世に受け入れられることを求め、神の言葉に立つ確信に十分に立ちえなかった。このことが、キリストを頭とするキリストのからだなる教会の信仰の告白を曖昧にした。同時に歴史認識に対する教会での取り組みの不十分さは、天皇による追悼訪問などによって過去の加害責任が清算されたとする欺瞞を見抜く力を弱める結果をもたらした。福音の真理に堅く立ち、世に対して真理を証する教会の使命が今こそ問われている。国民統合の象徴との一体感を求める社会の中にありつつも、福音を宣教する教会は、世の在り方に流されることなく、大胆に真理を証ししなければならない。改めて30年間の福音宣教の評価が今日厳しく問われているのである。

II・今回の「天皇代替わり」に際して

1. 「日本国憲法の『国民主権』を空洞化させる「天皇 TV メッセージ」の問題」

2016年8月8日の「天皇メッセージ - 象徴としての務めについてのことば」は、高齢により「公的な天皇の務め」が困難になったため、「皇室典範」にすら規定がない「生前退位」を望むものであった。それは、一面では「第二の人間宣言」であるかのように聞こえ、それが広く国民に受け入れられた。

しかしそれは、「国権に関する権能を有しない」はずの天皇が、国民の広い支持を背景としつつ、事実上国会に法改正を要求するという、憲法の規定を逸脱した紛れもない「政治行為」であった。なぜなら、公共放送を通じてメッセージを伝えることそのものが「公人」としての行為であるからであり、仮にそうでなくそれを行えるとするならば、それはもはや天皇が一切の法的規制を受けることのない超法規的な存在として振る舞うことができるということを意味している。そしてそのメッセージの内容は、法律上の根拠を持たない「天皇の公的な務め」について、自らその在り方を考え、決定し、行ってきたことを、更に継続し推進するという意図に基づくものであり、このことから重大な違憲行為と言わざるを得ない。天皇「代替わり」行事は、こうしたTVメッセージという天皇の違憲行為から始まったのである。

2. 「代替わり儀式における天皇神格化の問題」

2019年に行われた天皇「代替わり」に関する儀式は、すべて天孫降臨神話に基づく宗教的儀式だった。このような天皇の祭祀権を世襲する行為が、天皇の宗教的な権威を意義付けるものとして行われ、しかもそれらが国事行為、もしくは公的行為として行われた問題は極めて重大である。

① 「退位礼正殿の儀」

「退位礼当日賢所大前の儀」「退位礼当日皇霊殿・神殿奉告の儀」「退位礼正殿の儀」が2019年4月30日に行われた。これら退位の儀式は、戦後の日本国憲法下で初めて行われたものである。まず「退位礼正殿の儀」に先立って、「退位礼当日賢所大前の儀」「退位礼当日皇霊殿・神殿奉告の

儀」が行われた（午前10時）。これらは明仁天皇がこれから退位して「退位礼正殿の儀」を行う、ということ宮中三殿である賢所（天照大神を祀る）・皇霊殿（歴代天皇霊を祀る）・神殿（八百万の神々を祀る）に報告をする儀式で、そこに祀られている天照大神や歴代天皇霊に対して報告をする儀式である。続いて同日午後5時に行われた「退位礼正殿の儀」は退位する明仁天皇が三種の神器のうちの勾玉、剣を返上する儀式であった。日本書紀に記された神話や、「天壤無窮の神勅」に基づいて、この三種の神器が日本を治める統治の印となったという神話に基づく儀式である。退位礼正殿の儀では、この神器を退位する天皇が返上する。ここで初めて、儀式に「国民」が登場し、国民の代表である首相が退位する天皇に挨拶をのべ、それから退位する天皇が国民に対して「おことば」を宣べて、儀式は終了した。

つまり、日本国憲法第1条にて、「(天皇)の地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と記されているにもかかわらず、退位の儀式では、天皇の地位は「天照大神の命令に基づく」かのよう、そして一方の「国民」は最後の付け足しであるかのように表現されたのである。

② 剣璽等承継の義

「退位礼正殿の儀」の翌日の2019年5月1日に行われた新天皇即位も全く同様であった。「天壤無窮の神勅」に基づき「剣璽等承継の儀」が午前10時30分に開始され、先に退位した天皇が渡した神器を新しく天皇となる徳仁が受け取った。それに続いて「賢所の儀」「皇霊殿・神殿奉告の儀」が続き、退位礼と同様に天照大神、歴代天皇霊に、神器を受け取り即位した旨を報告した。つまり天皇の地位の由来はすべて天照大神の神勅に基づき、歴代天皇と共に新天皇も神話上の神としての権威を受け継ぐことを表現していた。

③ 即位礼正殿の儀

2019年10月22日午後1時から、皇居正殿松の間において、即位礼正殿の儀が天皇徳仁の国事行為として行われた。即位した天皇が着座する高御座は、藤原宮（7～8世紀）以来宮城の大極殿の中央に設けられた天皇の座を象徴し、天上の高天原の天皇の座を地上に移したものとされ、その形状は八角形に創られ、八角形は日本全土を象徴するものとされる。つまり高御座は、皇祖天照大神、天孫瓊瓊杵尊が座す「神座」であり、そこに天皇が座すことは「天つ日嗣として高御座に座して大八嶋国を統治する」ことを意味していた。

また、「即位礼正殿の儀」において、高御座に位置する天皇に対して、総理大臣が「国民一同」を代表し、天皇より一段低い場に立ち、天皇を仰ぎ見、「寿詞」を述べ、三権の長以下の参列者が万歳三唱を行った。これらはことごとく国民主権原理を否定し、天皇を日本国の統治者として位置づけるものであった。

④ 大嘗祭

2019年11月14日～15日にかけて「大嘗宮の儀」（悠紀殿供饌の儀、主基殿供饌の儀）、いわゆる「大嘗祭」が行われた。政府見解によれば「大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、…皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。」とされ、それが「古来からの伝統」であることが強調されている。しかし、大嘗祭についての戦前・戦中の公権的な解釈においては、文部省『大札の要旨』（1928年10月）においても「大嘗祭は遠く神代の昔より行はれたる最も重大なる祭祀にして、御代の初、新穀にて造りたる御饌・御酒を皇祖天照大神を初め、天神地祇に御親ら捧げ給ひ、御親らも之を聞こしめすをいふ。」とあり、これらの儀式が持つ意味は「伝統」を越えた宗教的祭祀に他ならない。同様に国定修身教科書『初等科修身卷四』（第五期、1943年～1945年）にて、「大嘗祭は、わが国でいちばん尊い、いちばん大切な御祭であります。御一代に御一度、神代その

まさに、かうがうしいこの御祭をあそばされるのは、実にわが大日本が、神の国であるからであります。…大嘗祭…これこそ、実に大神と天皇とが御一体におなりあそばす御神事であって、わが大日本が神の国であることを明らかにするもの、と申さねばなりません。」とあり、これら戦前・戦中の解釈では、大嘗祭は至上の神事であること、天皇は、大嘗祭において、天照大神と一体となること、神となることが明白に指摘されていた。

このようにその宗教的性格は疑うべくもない大嘗祭が今回も公費で行われ、メディアを通して広く宣伝されたことは、新天皇が大嘗祭を通じて天照大神と一体になる宗教的な存在になったことを公式に表そうとすることであり、日本が神となった天皇によって治められる神の国であるという教義を宣伝していることであると言わざるを得ない。つまりその効果は、皇室神道の教義の援助、助長、促進に他ならないのであり、様々な問題を持つ津地鎮祭違憲訴訟最高裁判決の「目的効果基準」に照らしても違憲と判断されるべきものである。これら天皇の神格化を根拠づける皇室神道的祭祀が、日本国憲法下で二回行われ、これらが「憲法の趣旨に沿い」（2018年4月3日式典の方針に関する閣議決定）とされたことは、もはや皇室祭祀に関わることであれば、宗教的意義を色濃く持ち、それを援助、助長、促進するとしても政教分離原則の適用範囲外であることを意味し、皇室祭祀が憲法を越えた治外法権となることを既成事実化するものであった。

⑤ 国民祭典

「天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典」が、「天皇陛下御即位奉祝国会議員連盟」、「天皇陛下御即位奉祝委員会」らの集団によって、内閣府を筆頭とする中央省庁の後援を受けて開催されたが、その内容は、神道と密接な関連を有する神話的解釈を流布するものであった。

第一部は皇居外苑と内堀通りを会場として、2019年11月9日13時30分～15時45分に祝賀パレード（出発セレモニー、郷土芸能、音楽隊）、都内と近隣の神社からの神輿・囃子が続いた。

第二部の祝賀式典は、同日の17時10分～18時40分に、二重橋前特設舞台および皇居前広場を会場として、『古事記』の国生み神話を題材とした絵画の上映及び解説が行われ、国民祭典会場設置のスクリーンに、『古事記』の国生み神話をモチーフとした絵画（画家・マークエステル作）が投影され、司会の谷原章介によって古事記原文が朗読された。これらは国家神道の教義を宣伝するものであり、そのような行事が国家機関の後援の下で行われたことは、日本は天皇を中心とする神の国であるとの天皇神格化イメージの宣伝に政府も協力したことになり、これもまた明白な違憲性を有する出来事であったと言えよう。

3. 日本社会の主権者意識の後退の問題

日本国憲法第2条、および皇室典範第4条は、天皇の終身在位を前提としており、生前退位は考えられていない。それにもかかわらず、天皇のビデオメッセージによる一声に従い、一代限りの生前退位を認める「皇室典範特例法」を国会において与野党が協力一致体制をもって成立させた。憲法の原則に従って国会が議決せず、天皇の意向に従って決議一致を行った今回の特例法の制定は、国民がこぞって天皇の意思に服従するという、天皇の意向に同調する主権者意識の脆弱性を表すものであり、国民主権の基盤を揺るがす重大な問題であった。

国費の投入によって行われた皇室神道行事は、明らかに神道的宗教儀式であったが、これを「憲法に十分に配慮した」という説明を安易に受け止めさせるよう世論操作が行われた。これらは国民が天皇を頭として統合されることを容認または許容させるものであり、実質的国民主権の形骸化につながるものであろう。

教会においても、天皇によって統合される精神性への批判力が弱まったことは、キリストを頭とするというキリスト教会のアイデンティティーが弱まったことの表れでもあろう。かつて、戦前・

戦中において日本の教会は、天皇に膝をかがめ、神社を参拝し、礼拝においてさえ、君が代斉唱、宮城遥拝などを許容した。キリストを頭とする教会のアイデンティティーは、他の主を認めない排他性を信仰の告白として明確に持つものであり、戦後、二度目の代替わりを経た今日において、教会が教会であることの確立がいま一度問われているのである。

Ⅲ・天皇制に対する NCC 靖国神社問題委員会の姿勢

1989年-2019年の30年の動向にあつて、NCC 靖国神社問題委員会が取り組んできた視点を以下に振り返る。

1. 信仰の視点から

私たちの信ずる神は、天地万物を創造され、以来、今に至るまでこの世を治めておられ、世の終わりには万物をご支配される、三位一体の神である。私たちはこの神と並べて他の存在を神として拝むことも拒み、神ご自身も教会がそのような行為を行うことを偶像礼拝として嫌われる。また、すべての存在はこの神によって造られ、人間もみな等しくこの神に創られたものであるがゆえに、人間は、出身、人種、民族、肌の色、性別によって差別されず、生まれながら平等と自由が与えられ、神のかたちとしての尊厳と栄光を等しく持っている。これら主にキリスト教的価値観を現す「天賦人権説」は、一人一人の個人にかけがえのない尊厳があることを基本とする。

これに対して「国賦人権説」は、個々が人権を固有に持つことを認めず、国が恩恵によって付与するものとされ、キリスト教的価値観に反対している。更に天皇制は、市民と皇室の区別や尊卑を容認し、また一連の「代替わり」儀式によって人の神格化を行い、天皇の下に国民を統合し従わせようとし、基本的人権である信教の自由を侵害する。

日本の教会は、戦前・戦中においてこの問題と向き合わず、聖書の原則を曲げ、神ならぬ天皇を神として拝み、自ら偶像礼拝の罪を犯し、日本の侵略戦争に協力して皇室の繁栄と侵略戦争の成功を祈り、侵略したアジア諸国に赴いてはその地の人々にも偶像礼拝を強要した。私たちはこの時代にあつて、歴史における偶像礼拝と侵略戦争への協力という罪について改めて悔い改めることを教会に呼びかけ、創造主以外のものを拝む過ちを克服することを大切な使命とした。

2. 日本国憲法の視点から

日本国憲法第1条は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定しており、象徴としての天皇の地位は、主権者である国民が定めることであり、天皇自らが決めることができない。今回のいわゆる「代替わり」を、明仁天皇は「譲位」という言葉を使用し（2018年12月20日記者会見）、自らの意志で地位の交代を主張した。

また「日本国民統合の象徴」とは、主権者である国民の姿を現すものという意味であり、天皇が国民を統合する象徴、という意味ではない。しかしながら明仁天皇は、「即位以来…日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索しつつ過ごして来」（2018年8月8日ビデオメッセージ）、その結果「国民統合の象徴としての役割を果たすために」「遠隔の地や島々への旅」を「天皇の象徴的行為として」行ない、国民を統合する方法を自ら模索し努力した。これらの「象徴的行為・公的行為」は、憲法の規定が存在しない、日本国憲法第4条が天皇に認めている「国事に関する行為」規定に対する越権行為であった。

またそれらの「旅」について明仁天皇は「慰霊のため訪問した」（2018年12月20日記者会見）と語っており、このことは「慰霊」という宗教行為を、公的行為と称して公費で行うという、

日本国憲法第 20 条・89 条の政教分離原則に違反する行為である。しかも、戦跡は訪問するものの、戦没者を生み出した先の侵略戦争に対する謝罪の言葉を発しないという問題もある。当委員会はこの問題の重大性を看過することができない。

3. 東アジア諸国の視点から

1868 年以後の日本は、朝鮮王朝を武力によって開国させ（1876 年、江華島条約）、日清戦争（1894～95 年）によって、中国から遼東半島、台湾、澎湖諸島などを割譲させて台湾を植民地とし、朝鮮への侵略を進めた。そして日露戦争（1904～05 年）によって、ロシアから旅順、大連の租借権を継承して中国大陸への侵略を凶るとともに、韓国の保護国化を進め、1910 年、韓国併合を強行した。また、中国への勢力拡大のため第一次世界大戦へ参戦し（1914 年）、戦後も中国の山東半島の占領を続け、満州事変を起こし（1931 年）、満洲国を傀儡政権として成立させた（1932 年）。日本軍が起こした盧溝橋事件（1937 年）が日中全面戦争に発展し、さらに、第二次世界大戦に参戦し（1941 年）、東南アジア、南太平洋の一体を占領して軍事支配下においた。そして、欧米勢力の植民地支配からアジアを解放し、天皇のもとに一つの家とするという八紘一宇の大精神を掲げ、アジア諸民族がともに栄える大東亜共栄圏を実現させようとの構想のもと、占領した各地に神宮や神社を建て、神道を強制して天皇を現人神として崇拝させ、日本語を東亜の共通語として学ばせる皇民化政策を行った。しかしその実態は、戦争遂行のための資源、資材、労働力の収奪が目的だった。

大日本帝国憲法（1889 年発布）では、天皇は神聖で侵してはならない存在とされ、日本の元首として統治権を総攬すると定められた。天皇には、陸海軍を統帥する最高の権限があり、開戦と終戦を決定する権限もあり、日本の軍隊は「皇軍」（天皇の軍隊）と呼ばれた。すべての戦争は「天皇」の名において行われた。

琉球処分やアイヌ民族への排除、少数者差別に関しても、「天皇を中心とする神の国」という優性思想から推進された面は大きい。

こうして近代日本は、天皇を中心とする官僚政府によって軍国主義化を進め、1945 年の敗戦に至るまでアジア諸国を侵略統治した。数えきれない残虐行為を行いながらも、戦後 75 年が経つにもかかわらず、いまだに被害者に対する十分な謝罪、補償、名誉回復がなされていない。裕仁天皇が自らの戦争責任を認めて謝罪することはなく、明仁天皇も父親である裕仁天皇の罪責を認める言葉は一切語っていない。侵略され、占領され、非人道的扱いを受けたアジア諸国の方々から見れば、それらを直接行った皇軍の大元帥であり、日本の最高統治者であった天皇に戦争責任があることは明らかである。

IV・日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会の取り組み

NCC 靖国神社問題委員会は、天皇制の問題に対して以前からパンフレットの作成発行等によって取り組み、大嘗祭の 1 年前からは、この問題を教会全体に問いかけてきた。行動を呼び掛けるため「代替わり問題取り組み委員会」を立ち上げ、「代替わり」問題についての取り組みの準備を開始した。このような取り組みに対して個人と団体から 22 件の献金が寄せられ、支えられたことは感謝なことであった。

1. 「継続した学習」

この 2018 年～2020 年で NCC 靖国委員会が開催した「天皇の代替わり問題連続集会」は以下の通り。

- (1) 「大嘗祭一年前集会」2018年11月5日、日本キリスト教会館2階NCC会議室
 - ・「代替わりに対する信仰の視座」柴田智悦委員
 - ・「代替わりと憲法問題」星出卓也委員長
 - ・「代替わりスケジュールについて」大島博幸協力幹事
- (2) 「天皇代替わり儀式の問題点 天皇の即位とは？」2019年3月4日、日本キリスト教会館4階会議室
 - ・講師：中島三千男氏（神奈川大学名誉教授）
- (3) 「バベルの塔からの脱出 3.1 独立運動100年が問いかける天皇制」2019年4月30日、日本キリスト教団信濃町教会
 - ・講師：金性済 NCC 総幹事
- (4) 「代替わりとマスコミ報道」2019年9月23日、日本キリスト教会館4階会議室
 - ・講師：天野恵一氏（評論家）
- (5) 「2019年代替わり諸儀式の問題点」2019年10月10日、日本キリスト教団信濃町教会
 - ・講師：島菌進氏（上智大学宗教学教授）
- (6) 「代替わりに見る『天皇教』の残存」2019年11月11日、御茶ノ水クリスチャンセンター8階
 - ・講師：横田耕一氏（憲法学）
- (7) 「2019年代替わりを総括して」2020年11月16日、日本キリスト教会館4階会議室
 - ・講師：伊藤晃氏（近代歴史家）

2. 「公開祈祷会」

2019年5月から2020年12月まで、毎月第一月曜日の午後6時～、日本キリスト教会館7階日本バプテスト同盟会議室にて公開祈祷会を開催した。宣伝不足もあり、広がりには課題を残したが、教派を越えた御言葉の解き明かし、祈りを共にすることができた。共に集まることはできなくとも、学習会の度毎に、それぞれの教会で「天皇の代替わり問題」のための祈祷会への参加を呼びかけた。

3. 「記者会見」

2019年には記者会見を以下の通り3度行った。新聞等報道機関に以下の通り呼び掛け、記者との意見交換の時を持った。

- (1) 4月30日「違憲の即位儀式に抗議・剣璽等承継の儀直前記者会見」日本キリスト教団信濃町教会
 - ・登壇者：光延一郎カトリック司祭、金性済 NCC 総幹事、上中栄 JEA 社会委員長、加藤誠日本バプテスト連盟理事長
- (2) 10月21日「違憲の即位儀式に抗議・即位礼正殿の儀直前記者会見」日本キリスト教会館2階NCC会議室
 - ・登壇者：岡田武夫カトリック名誉大司教、金性済 NCC 総幹事、上中栄 JEA 社会委員会委員長
- (3) 11月12日「署名提出記者会見・大嘗祭直前記者会見」参議院議員会館B101会議室
 - ・登壇者：太田勝福音の小さい兄弟会カトリック神父、金性済 NCC 総幹事、小岩井信 JEA 社会委員

4. 『即位儀式・大嘗祭を国事行為・公的行為として行わないでください』署名活動

30年前の「代替わり」と比べ、「大嘗祭問題署名運動センター」等の組織的な運動や依頼を展開するまでには至らず、委員たちの手が届く範囲、呼びかける範囲に留まった。一方、署名集約には各教会、団体が主体的に取り組んだ。全国から6200筆の署名が集まり、11月12日に内閣府へ提

出した。地方の教会が非常に多くの呼びかけをされ、一枚二枚ではない署名が届けられた。これらのことからそれぞれの地域にて運動が展開されたことが伺える。このネットワークを次の活動につなげたい。

V・総括と今後に向けて

前回 30 年前の天皇「代替わり」儀式から NCC 靖国神社問題委員会は、数回にわたるブックレットの発行を行うなど継続した取り組みを行ってきたが、ネットワークを作り、運動の連帯を広める点において不十分であった。明仁が天皇となった 30 年間で、世論は一段と天皇の活動を好意的に受け止めるようになる中、天皇制が持つ問題を十分に広げられなかった。そのことは踏まえつつも、2019 年～2020 年の天皇代替わりに際し、キリスト者としての抗議と問題点を広く指摘出来たことは意味あることだった。

今回の反省を踏まえて、やがて必ず来る次の天皇代替わりに備えて継続して取り組み続けるべき諸点を以下に挙げる。

1. 総括

- ◇「生前退位」という新たな問題に対して、十分な指摘が出来なかった。今後も生前退位の問題は継続されるであろうことを踏まえて、問題点を深めて行く必要がある。
- ◇今回の天皇代替わり儀式においても天皇制そのものの国家の理念を含む制度が、民主主義社会にそぐわないことが明らかとなった。代替わり問題だけではなく、天皇制そのものの問題性を継続して深めていく必要がある。
- ◇この 30 年間で、天皇制の問題を広めることに十分な取り組みが出来ず、逆に教会の中に天皇への好感度が増えている現状がある。皇室自体が西洋的な価値観や装いに重ねるように振る舞うことで、教会はより好意的に受け止める傾向も見られた。歴史を振り返り、天皇制が持つ福音宣教に対立する性質を明確にしていく必要がある。

2. 次世代への提言

- ◇「明治」の時代に作られたに過ぎない皇室の宗教行事が「日本の伝統」として定着したものとする既成事実化が行われた。政教分離原則を限定的なものとする既成事実化にどのように抵抗して行くかが問われる。
- ◇天皇の公的な務めを、憲法を越えたものとして定着させ展開していく違憲性を指摘し、日本国憲法下に制限させるための世論を喚起していく必要がある。特に広く市民から好意的に受け止められている、災害の際に国民に寄り添う天皇訪問行事の違憲性を、憲法原則に基づいて指摘し、憲法の枠の中に天皇を制限する不断の努力が継続されなければならない。
- ◇教会の教勢が減る中で、組織維持や保守化の傾向が進んだ。日本社会に受け入れられることを求めるあまり天皇制を受容しようとする傾向も見られた。教会のアイデンティティと教会が成長するとはどういう意味であるのかを、教会自らが歴史を踏まえて思考を深めていくことが必要であろう。教会の価値観は、この世の価値観と違う異質性と独自性を明確に持っている。教会が聖書に立った価値観と信仰の応答を志向し明確にしていくことができるよう、神学的な取り組みが今後ますます必要となってくる。

天皇「代替わり」問題のために共に労苦し、祈ってくださった一人一人に心からの感謝をしつつ、また次なる天皇「代替わり」に向けて更なる取り組みの連帯を目指していきたい。

2021年2月1日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 星出卓也